



平成 15 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社遠藤製作所
代表者名 代表取締役社長 小林 健治
(登録銘柄・コード：7841)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役 大牛 征一
電話 0256 - 63 - 6111

債権の取立不能または取立遅延のおそれについて

今般、当社の取引先が米国破産法第11章の適用申請を行い受理されたため、当該取引先に対する債権について取立不能または取立遅延の恐れが生じたので、お知らせいたします。

記

1. 債務者の名称等

名 称	The Top-Flite Golf Company
所 在 地	本社：マサチューセッツ州チコピー（登記：デラウェア州）
代表者の氏名	James R. Craigie（社長兼CEO）
事 業 の 内 容	ゴルフ用具の製造・販売

2. 債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

2003年6月30日（アメリカ東部時間）、デラウェア州の合衆国破産裁判所に破産法第11章に基づく会社更生のための適用申請を行い、受理された。

3. 債務者に対する債権の種類、金額及び純資産に対する割合

債 権 の 種 類	売掛債権
金 額	906千米国ドル（当社の簿価107百万円） （平成15年6月30日現在）
純資産に対する割合	最近事業年度の末日（平成15年3月31日）の純資産（9,234百万円）に対する割合1.2%

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

- (1) 当該事実は、当社の債務者であるThe Top-Flite Golf Companyがデラウェア州の合衆国破産裁判所に対し、米国破産法第11章（チャプター・イレブン）適用による会社更生の手続きを行ったもので、更生計画は最長120日以内に提出されるものと思われます。
よって、当社といたしましてはこの会社更生の手続きの進展を逐次把握しながら、所要の対応を図る考えであります。
また、業績見通しに変更等が生ずる場合にも、速やかに対応いたします。
- (2) 当社が、債務者であるThe Top-Flite Golf Companyに製品供給いたしておりましたBen Hoganブランドのゴルフ事業部分は、“Callaway Golf”に引継がれる予定のもとで、当社はThe Top-Flite Golf Companyからチャプター・イレブン適用申請の受理後、引き続き買付注文を受けております。
このたび、改めての取引条件等によるその受注の一部の製品を7月中に出荷する予定といたしております。

以 上